

## りそな年金研究所

## 企業年金ノート

【本題】確定給付企業年金のガバナンスに係る制度改革について .....	P1
【コラム】確定拠出年金における「掛金拠出の年単位化」について .....	P6

**確定給付企業年金のガバナンスに係る制度改革について**  
～ 代議員選任基準および資産運用規制の見直し～

## 1. はじめに

本年（2017（平成29）年）11月8日、確定給付企業年金（DB）のガバナンスに関する省令および通知の改正案の意見募集（パブリックコメント）結果が公表されるとともに、関連省令・通知が公布・発出されました。これは、先般開催された第19回社会保障審議会企業年金部会（2017年6月30日開催）において、「総合型DB基金への対応（代議員の選任・会計監査）」「資産運用」「加入者等への説明・開示その他」に関する改正の方向性をおおむね反映したものです。

今回は、DBの代議員の選任基準ならびに資産運用ルールの改正の概要について、本誌2017年7月号（No.591）で解説した内容との差異も踏まえてご案内いたします。

## 【ご参考】企業年金ノート2017年7月号（No.591）「確定給付企業年金のガバナンスについて」

<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/pdf/201707.pdf>

## ＜今般公布・発出された省令・通知等＞

- ・確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第121号）
- ・確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第121号）の施行等に伴う「確定給付企業年金制度について」等の一部改正について（平成29年11月8日年発1108第1号）
- ・確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第121号）の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について（平成29年11月8日年発1108第1号）
- ・確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第121号）の施行等に伴う「確定給付企業年金規約例」の一部改正について（平成29年11月8日付事務連絡）

## ＜今般改正された省令・通知等＞

- ・確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）
- ・確定給付企業年金制度について（法令解釈）（平成14年3月29日年発第0329008号）
- ・確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知）（平成14年3月29日年発第0329009号）
- ・確定給付企業年金法に基づく監査の実施について（平成22年11月1日年発1101第1号）
- ・確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年発第0329003号・年運発第0329002号）
- ・確定給付企業年金規約例

## 2. 代議員の選任基準の見直し

今般のDBのガバナンスに関する議論では、とりわけ**総合型基金**（2以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同で実施するDB基金で実施事業所間の人的関係が緊密でないもの）について、事業主が基金の実施主体であるという意識が低くなりやすく、実施事業所の事業主としての責務を果たさないなどの問題につながる懸念があるとの指摘がなされました。「実際にそのような事例があったのか」「そもそも代議員数の多寡とガバナンスの強弱に関係があるのか」といった疑問はあるものの、ともあれ、事業主の基金運営への参加意識を高める観点から、代議員の選任について見直しが行われました。

ただし、図表1に掲げる要件を満たす組織体（設立母体等）が存在する基金については、前述のような懸念は薄いと判断され、後述する（1）および（2）の規制は適用しないものとされています。

＜図表1＞改正後の代議員の選任基準の適用対象外となる「組織体」の要件

要件	内容
組織率	実施事業所の事業主の9割以上が所属すること
設立根拠	法令に根拠のあること
加入の推奨	構成員である事業主に対して基金への加入を義務付けまたは推奨することを決議等しており、その決議等に基づく活動実績が確認できること
運営方針の決定	基金における方針決定の手續に先だて、基金の運営方針（基金の実施および解散、給付設計（加入者の資格、福利厚生事業、権利義務移転承継、資産の受入れに関する事項を含む）、掛金および資産運用に関する方針）を組織決定していること
運営状況の検証	基金の運営状況について定期的（四半期に1回程度）に報告を受け、当該報告を踏まえて今後の対応を必要に応じて検討するような体制が内部の委員会規程・定款等に定められており、それに沿った運営の事実が議事録等で確認できること

（出所）改正通知等を基に、リそな年金研究所作成。

### （1）代議員の定数の設定【DB承認・認可基準2-4.(1)】

代議員の定数については、現行は、「偶数であること」および「半数は事業主において選定し、残り半数は加入者による互選で選出すること」が規定されています（DB法第18条第3項）。

今般の改正では、事業主において選定する「選定代議員」が3人（理事長・理事長代理・監事）以上、加入者による互選で選出する「互選代議員」が3人（選定議員数と同数）以上と規定されたほか、総合型基金のうち組織体が図表1に掲げる要件を満たさない基金については、さらに、選定代議員の数は**事業主の数の10分の1（事業主の数が500を超える場合は50）以上**とされました（図表2）。

＜図表2＞代議員の定数の設定

総合型以外の基金 （単独型・連合型）	6人以上 ・選定代議員：3人（理事長・理事長代理・監事）以上 ・互選代議員：3人（選定議員数と同数）以上
総合型基金	上記に加えて以下の要件を満たすこと ・選定代議員：事業主の数の10分の1以上 （事業主の数が500を超える場合は50以上） ・互選代議員：選定議員数と同数

（出所）改正通知等を基に、リそな年金研究所作成。

### （2）代議員の選出手続きの明確化【DB事業運営基準2.(2)②～③】

代議員の選出手続きについては、現行は、加入者による互選で選出する互選代議員についてのみ「あらかじめ規程を設けるなどにより民主的に、かつ、適正に行うこと」と規定されています。今般の改正では、事業主において選定する選定代議員についても、あらかじめ規程を設けるなど選出手続きを明確化することが求められます。

また、複数の厚生年金適用事業所において一の基金を設立する場合にあっては、各実施事業所の事業主および加入者の意思が適切に反映されるよう配慮することが求められていますが、とりわけ総合型基金のうち組織体が図表1に掲げる要件を満たさない基金については、選定代議員の選定は全ての事業主により行うこと等の方法が規定されました（図表3）。

＜図表 3＞代議員の選出手続きの明確化

総合型以外の基金 (単独型・連合型)		選定代議員の選出の手続きについても、あらかじめ規程を設けるなど明確化されていること
総合型基金	組織体が要件を満たす場合	上記に加えて以下の要件を満たすこと
	組織体が要件を満たさない場合	<p>＜選定主体＞ 選定の都度、全ての事業主により選定を行うこと</p> <p>＜選定方法＞ 次の①②いずれかの方法を基本（希望しない場合は③も選択可）</p> <p>①事業主が他の事業主と共同で選定代議員候補者を指名する方法 ②各事業主が独自の選定代議員候補者を指名する方法 ③選定行為を現役員・職員以外の第三者（選定人）に委任する方法</p>

(出所) 改正通知等を基に、りそな年金研究所作成。

### (3) 代議員会の審議事項の情報提供【DB 事業運営基準 2.(2)⑦】

代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主も含めた全ての事業主への情報提供を適切に行うこととされました。

### (4) 代議員会の運営の効率化【DB 規約例 企業年金基金規約例 第 6・17・18・23 条】

前述 (1) の規定により代議員の数の増加が想定される一方で、実施事業所が全国に点在する基金においては代議員が一堂に会して代議員会を開催することが困難となることも想定されることから、規約に定めることによりテレビ会議システム等による代議員会の開催が可能となったほか、書面参加についても規定が明確化されました（図表 4）。

＜図表 4＞代議員会の運営の効率化

項目	留意事項
テレビ会議システム ウェブ会議システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>議案の審議前に、出席代議員（開催場所外から出席する者も含む）が相互に画像および音声を正確に発信・受信できているかを確認すること</li> <li>正常に議論が交わされ、システムが正常に稼働した状態で審議が終了したことを議長が確認すること</li> <li>上記の確認事項、代議員が会議に出席した場所等について議事録に記載すること</li> <li>代議員会でテレビ会議システム等を活用する場合には、その方法を示した招集状を送付するほか、この事項を公告しなければならないこと</li> </ul>
書面による参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>代議員会に出席することのできない代議員は、あらかじめ通知された議案につき賛否の意見を明らかにした書面をもって議決権または選挙権を行使することができること</li> <li>書面をもって議決権または選挙権を行使する者は、出席者とみなされること</li> </ul>
会議録の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ会議システムを活用した場合は、代議員会の会議録に記載すべき「開会場所」には、当該システムの活用方法を含むこと</li> <li>代議員会の会議録に記載すべき「出席した代議員の氏名」には、テレビ会議システムにより出席した代議員あるいは書面により議決権または選挙権を行使した代議員の氏名を含むこと</li> </ul>

(出所) 改正通知等を基に、りそな年金研究所作成。

## 3. DB の資産運用規制の見直し

DB の資産運用規制の見直しは、2012 年 2 月にいわゆる「AIJ 事件」が発覚した時にも議論されました。企業年金の資産運用規制は 1990 年代以降順次緩和されてきた歴史的経緯から、AIJ 事件の再発防止という名目であっても規制強化には根強い抵抗がありましたが、公的年金の代行部分を有することの責任の重大性が問われた結果、厚生年金基金の資産運用規制の見直しが同年 9 月に実施されました。

しかし、今般の DB の資産運用規制の見直しは、基本的には、2012 年の厚生年金基金の資産運用規制をほぼ踏襲した内容となっており、かつて議論された「準公的な制度である厚生年金基金」と「純正な民間

の制度である DB」との性格・役割の差異が顧みられていないのは甚だ疑問ですが、ともあれ、DB についても厚生年金基金に準じた資産運用規制の見直しが以下の通り行われました。

### (1) 運用基本方針および政策的資産構成割合の策定義務化【DB 施行規則第 82・84 条】

運用の基本方針（運用基本方針）については、現行は、加入者数 300 人未満かつ資産額 3 億円未満の規約型 DB（運用実績連動型キャッシュバランスプランおよびリスク分担型企業年金を除く）では策定が義務付けられていないほか、政策的資産構成割合（基本ポートフォリオ）について策定は努力義務とされています。しかし、DB 制度では一定の予定運用利回りを確保する必要があるとの観点から、今般の改正により、原則全ての DB（受託保証型 DB を除く）において運用基本方針および政策的資産構成割合の策定が義務化されました（図表 5）。

＜図表 5＞運用基本方針・政策的資産構成割合の策定義務化

	改正後	現行
運用基本方針	原則全ての DB において策定義務化（受託保証型 DB を除く）	以下の DB において策定義務化 <ul style="list-style-type: none"> <li>企業年金基金（基金型 DB）</li> <li>加入者数 300 人以上または資産額 3 億円以上の規約型 DB</li> <li>運用実績連動型キャッシュバランスプラン</li> <li>リスク分担型企業年金</li> </ul>
政策的資産構成割合	原則全ての DB において策定義務化（受託保証型 DB を除く）	策定は努力義務

（出所）改正省令・通知等を基に、リそな年金研究所作成。

### (2) 資産運用ガイドラインの見直し

DB の資産運用ガイドラインの見直しは、前述の通り、基本的には 2012 年の厚生年金基金の資産運用ガイドラインの改正内容を踏襲したものとなっています（図表 6）。ただし、厚生年金基金と比べると、資産額 100 億円以上の DB において資産運用委員会の設置が義務化されたほか、新たな定性評価項目として「受託業務に係る内部統制の保証報告書」「投資パフォーマンス基準（GIPS）」「ステewardシップ責任」「ESG 投資」などが追加されています。

＜図表 6＞DB の資産運用ガイドラインの見直し

項目	内容	厚生年金基金における対応状況
資産運用委員会	資産額 100 億円以上の DB において設置義務化	設置は任意
分散投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>分散投資を行わない場合の運用基本方針への記載および加入者への周知の義務化</li> <li>集中投資に関する方針の策定義務化</li> </ul>	対応済み
オルタナティブ投資	オルタナティブ投資を行う場合の留意事項の運用基本方針への記載	対応済み
運用受託機関の選任・契約締結	定量評価・定性評価に係る具体的事例の追加 新たな定性評価項目の追記の検討（努力義務） <ul style="list-style-type: none"> <li>内部統制の保証報告書（86 号基準、SSAE16、ISAE3402 等）</li> <li>投資パフォーマンス基準（GIPS）</li> </ul>	——
運用コンサルタント	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引法上の投資助言・代理業者であること</li> <li>運用受託機関との間で利益相反がないか確認</li> </ul>	対応済み
代議員会・加入者への報告・周知事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用受託機関の選任・評価状況の代議員会への報告</li> <li>資産運用委員会の議事録の保存および加入者等への周知</li> </ul>	対応済み
ステewardシップ責任・ESG 投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用受託機関の定性評価項目とすることの検討（努力義務）</li> <li>利益相反についての明確な方針の策定等の要請（努力義務）</li> <li>運用受託機関からのステewardシップ活動報告の入手および当該報告の代議員会・加入者への報告・周知（努力義務）</li> </ul>	——
加入者等への説明・開示	加入者の関心・理解を深めるための開示の工夫など	——

（出所）改正通知等を基に、リそな年金研究所作成。

#### 4. 施行期日および DB における今後の対応

##### (1) 施行期日

今般の DB のガバナンスに係る制度改正の施行期日は、2018（平成 30）年 4 月 1 日とされています。

ただし、2. (1) ～ (3) で解説した代議員の選任基準等に係る改正については、2018 年 10 月 1 日以降の基金の設立時または代議員の任期満了時の選定から適用するものとされています。

##### (2) DB における今後の対応

選定代議員数が改正後の基準に満たない総合型基金が代議員数の変更を行う場合には、上記選定時までに規約変更の届出が必要となります。また、これまで運用基本方針および政策的資産構成割合を策定していなかった DB においては、上記の施行期日までに新たに策定する必要があります。なお、努力義務として運用基本方針または政策的資産構成割合を既に策定している DB において、今回の改正に伴いこれらの策定を義務とする内容の規約変更を行う場合には、規約変更の承認申請および届出は不要です。

#### 5. 結びにかえて ～ 今回の企業年金部会における議論を踏まえて

第 19 回社会保障審議会企業年金部会では、総合型基金の監査のあり方についても議論され、通常の会計監査の代替措置として、公認会計士による合意された手続業務（AUP：Agreed upon procedures）の活用が提案されていました。しかし、同部会において、AUP の導入については基準等の手続の詳細について公認会計士協会、厚生労働省および総合型 DB 基金関係者が連携しながら検討するものとされたため、今般の省令・通知改正には盛り込まれていません。ただし、AUP の導入は早ければ 2019（平成 31）年度から実施することが目標として掲げられており、今後の動向について注視する必要があります。

#### <ご参考資料>

確定給付企業年金制度の主な改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000182480.html>

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 121 号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000183520.pdf>

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 121 号）の施行等に伴う「確定給付企業年金制度について」等の一部改正について（平成 29 年 11 月 8 日年発 1108 第 1 号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000183839.pdf>

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 121 号）の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について（平成 29 年 11 月 8 日年発 1108 第 1 号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000183680.pdf>

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 121 号）の施行等に伴う「確定給付企業年金規約例」の一部改正について（平成 29 年 11 月 8 日付事務連絡）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000183681.pdf>

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495170174&Mode=2>

「確定給付企業年金制度について」等の改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495170175&Mode=2>

（りそな年金研究所 谷内 陽一）

## 確定拠出年金における「掛金拠出の年単位化」について

2018年1月から、「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」に定められた改正事項のうち、「掛金拠出の年単位化」が施行されます。そこで、第86回のコラムのテーマは、「掛金拠出の年単位化」に関する、ある信託銀行の新人担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

Aさん：確定拠出年金（DC）法の改正について、近々、お客さまであるC社へ説明に行く予定です。改正内容のうち、2018年1月1日から施行される「掛金拠出の年単位化」について整理しましたので、ご確認くださいませか。

B課長：わかった。まずは、「掛金拠出の年単位化」で何がかわるのか、説明してごらん。

Aさん：はい。これまでDCでは、掛金は「毎月」拠出するのが原則でしたが、改正後は「年1回以上」に変更されます。また、掛金の拠出限度額もこれまで「月単位」で制限されていましたが、改正後は「年単位」の制限に変更になります。例えば、C社は「企業型DCのみ実施」で「個人型確定拠出年金（iDeCo）の同時加入なし」のため、現在の拠出限度額は月額5.5万円ですが2018年1月からは年額66.0万円となります。ただし、従来の拠出方法から変更する場合は、あらかじめ規約に定めておく必要があります。

B課長：そうだね。では、事務手続きはどう変わるのかな。

Aさん：はい、掛金をまとめて拠出できると事務負担は減ると思われがちですが、実は、毎月拠出からそれ以外の方法（例：年1回、年2回など）に拠出方法を変更すると、新たな事務が発生することになります。

まず、事業主は、事前に**年間の拠出の計画（拠出計画）**を作成する必要があります。この拠出計画に沿って掛金を拠出する必要があります。また、給与改定等により拠出額が変更となる場合や、新たに加入者資格を取得する従業員が入社した場合などは、必要に応じて拠出計画の見直しが生じます。他にも、掛金の拠出を行わない月であっても、掛金額が前月と変わる場合は掛金変更の手続きが必要なことは、つい見落とされがちです。

### ◆掛金拠出に関する事務処理

業 務		毎月拠出の場合 (従来どおり)	毎月拠出以外の場合 (年1回、年2回など)
拠出計画の作成		不要	必要
規約の変更		不要	必要
拠出関連事務	拠出する月	現行事務から変更なし	前月が拠出しない月の場合、掛金変更が必要
	拠出しない月	——	前月が拠出する月の場合、0円への掛金変更が必要
拠出区分期間／拠出中断期間の届出		不要	必要
資格喪失時の拠出		現行事務から変更なし	資格喪失時に事業主掛金の拠出が完了していない場合、臨時拠出が必要

### 【例】年4回拠出(3・6・9・12月)の場合の掛金変更手続き

納付月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
掛金額(円)	0	0	100,000	0	0	100,000	0	0	100,000	0	0	100,000
			↑ 掛金 変更	↑ 掛金 変更		↑ 掛金 変更	↑ 掛金 変更		↑ 掛金 変更	↑ 掛金 変更		↑ 掛金 変更

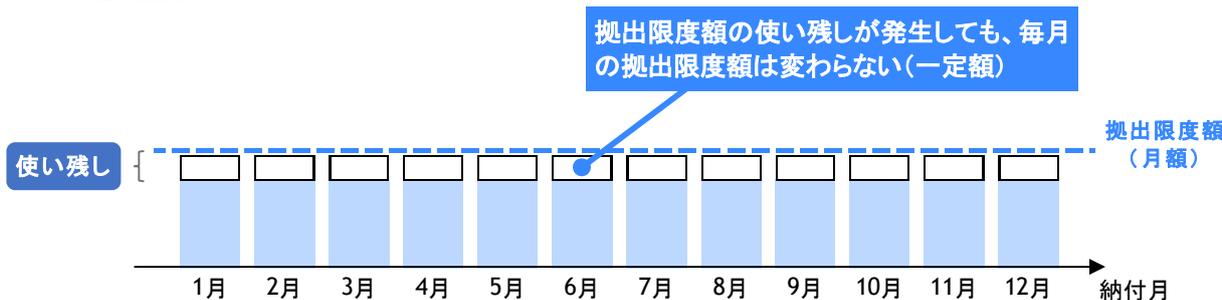
※ 記録関連運営管理機関が日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社(JIS&T)の場合

B 課長：そうだね。Aさんの言う通り、こういった事務が発生するという事は、事業主の方にきちんと理解してもらわないといけないね。では、「月単位」から「年単位」に変わることによって、加入者の方にとってどのようなメリットがあるのだろうか？

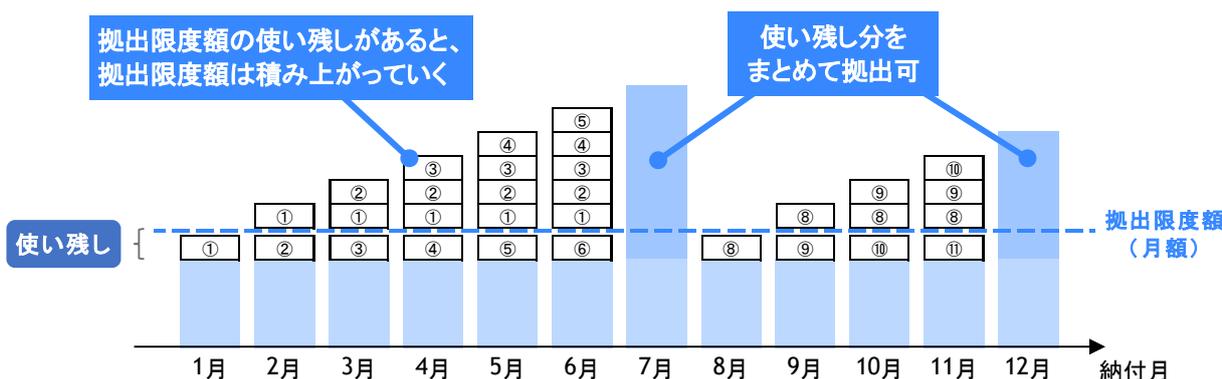
A さん：今回の改正により、前月までの拠出限度額の使い残し分を、当月の拠出限度額に上乗せして拠出することができるようになります。例えば、これまで毎月定額では拠出限度額まで拠出できなかった方も、賞与収入のある月に使い残し分を増額して拠出することもできるので、余裕のある月に限度額一杯まで拠出することができます。

ただし、掛金はあらかじめ企業型 DC 規約に定めた算定方法で拠出する必要があるため、拠出時に金額を自由に決められるわけではないことに留意が必要です。

◆年単位化実施前(2017年12月まで)



◆年単位化実施後(2018年1月以降)



拠出単位期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年単位の期間のことで、12月～翌年11月までの12ヶ月と定められる(納付月ベースでは1月～12月)。</li> <li>・拠出限度額の使い残し額は、拠出単位期間の範囲で繰り越し可能。</li> </ul>
拠出区分期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠出単位期間をいくつかに分けた期間のこと</li> <li>・規約で定めることにより、拠出区分期間ごとに掛金を拠出することが可能。</li> </ul>

B 課長：よく勉強しているね。掛金の拠出金額が大きくなれば、当然 60 歳以降に受け取る金額も多くなる。また、加入者掛金(マッチング拠出)を導入している場合、加入者掛金は全額所得控除の対象となるため、できるだけ限度額まで掛金をかけたほうがお得だね。

Aさんが言うように、あらかじめ規約に定めることにより、今後は、毎月拠出だけでなく賞与がある月には掛金を積み増すこともできるようになる。他にも、掛金を年1回にまとめて拠出することもできるようになるんだ。

A さん：法改正後は、これまでと比べて、より柔軟な設計ができるようになるんですね。

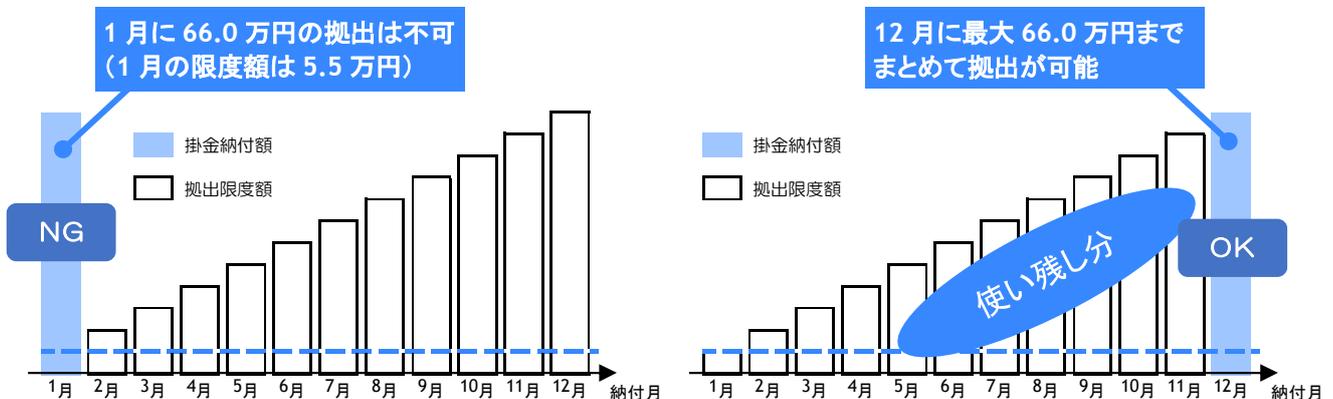
B 課長：そうだね。ただし、掛金を拠出する時点で加入者掛金額累計が事業主掛金額累計を超えてはいけないという制約があることは、忘れてはいけないよ。また、加入者掛金額の変更もこれまで通り年1回可能だけど、今後は拠出単位期間ごとに1回となるからね。

A さん：わかりました。

B 課長：まとめて掛金を拠出する場合、いくつか注意することがあるけど、何かわかるかな？

A さん：はい、注意すべき点は2つあります。1点目は、拠出限度額は前述の通り階段型で積み上がっていきため、その月の限度額を超えない範囲で拠出しなければいけない点です。例えば、年1回拠出の場合、年初に年間の拠出限度額をまとめて拠出することはできません

#### ◆年1回拠出(拠出限度額:年66万円)の場合



A さん：2点目は、掛金を数ヵ月分まとめて積み立てる場合、毎月拠出する場合と比べて掛金を遅れて拠出することになるため、そのぶん運用期間が短くなってしまいます。

B 課長：その通りだね。あと、もっと重要なことを忘れてるよ。数ヵ月分をまとめて拠出する場合、毎月拠出に比べるとドルコスト平均法の効果(時間分散効果)が薄れてしまうんだ。例えば、ある投資信託の基準価額が大きく変動した際に、毎月拠出だと基準価額が高い時には少なく、低いときには多く購入することで平均購入単価を引き上げる効果があるんだ。一方、拠出回数が少なくなると、基準価額が高い時期にまとめて購入することもありうるね。

A さん：なるほど。投資初心者にとっては、時間の分散でリスクを軽減できるから安心という方もいるかもしれませんね。

B 課長：そうだね。今回の改正により掛金の柔軟な設計ができるようになるけど、メリットだけでなく留意点もあることを忘れてはいけないね。お客さまは、加入者である従業員にどのようなメリットがあるのかに大きな関心を寄せていると思うので、意識して説明するといいと思うよ。

A さん：はい、ありがとうございました。頑張ります。

B 課長：期待しているよ。

(年金業務部 確定拠出年金室 上野 智貴)

企業年金ノート 2017(平成29)年11月号 No.595

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 りそな年金研究所  
〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟  
TEL: 03-6704-3361 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

 **りそな銀行**  
RESONA

りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>  
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>  
確定拠出年金スタートクラブ: <https://DC-startclub.com/>